

第1章 会社法における合併の概要

第1節 吸収合併と新設合併

1 吸収合併と新設合併について

合併には、吸収合併と新設合併とがあります。吸収合併とは、合併当事会社のうち1社が存続し他の会社は存続する1社に権利義務を承継して消滅する合併であり、新設合併とは、合併当事会社が新たに会社を設立し、合併当事会社はその新設会社に権利義務を承継し、全て消滅する合併です。

会社法では、複数会社の吸収合併が行われる場合、一の合併契約書によるときであっても、吸収合併消滅会社と吸収合併存続会社は個別の合併契約条項により合併するものとして取り扱われます¹。

なお、新設合併は吸収合併に比して、次のようなデメリットがあるため、対等合併と称する場合でも吸収合併の手法によることが多く、実際には、新設合併は殆ど行われていないものと思われます。

2 新設合併の主なデメリット

(1) 許認可関係

合併においては、合併消滅会社の権利義務が包括的に承継されるのですが、許認可事項については、合併により合併存続会社に引き継ぐことができないものがあります。

このような場合、新設会社は、許認可の再取得が必要になりますが、設立前には申請が出来ないことが多く、事業の円滑な継続ができないことがあります。

¹ 郡谷大輔・和久友子編著『会社法の計算詳解〔第2版〕』（中央経済社 2008）382頁

(2) 不動産登記関係

合併においては、被合併法人の所有する不動産の名義変更登記が必要となります。

新設合併の場合には、合併当事会社がすべて消滅するため、すべての不動産が対象となり、登記費用が吸収合併に比して高額となります。

(3) 社会保険届出等の事務手続

新設合併の場合、合併消滅会社の全従業員が新設会社に移行するため、手続が煩雑になります。

第2節 持分会社等と株式会社の合併

1 持分会社と株式会社の合併の概要

会社法では持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）と株式会社の合併を認めています。持分会社と株式会社とが合併する場合、会社の種類による合併法人と被合併法人についての制限はありません（会748）。

吸収合併存続会社が持分会社で吸収合併消滅会社が株式会社である場合で、合併対価に持分会社の持分が含まれるときには、被合併法人である株式会社における合併契約承認には、総株主の同意が必要です（会783②・④）。

また、新設合併の場合、新設会社については、被合併会社の種類に関係なく、すべての種類の新設会社の設立が可能です²。

新設会社が持分会社の場合で新設合併消滅会社が株式会社の場合には、新設合併消滅会社である株式会社における合併契約承認には、総株主の同意が必要です（会804②）。

² 相沢哲編著『新・会社法の解説』（商事法務2006）183頁

2 特例有限会社の合併

特例有限会社は、吸収合併消滅会社になることはできますが、特例有限会社のままで吸収合併存続会社となる合併はできません³。

特例有限会社は容易に株式会社に変更できるため、特例有限会社の法人格を存続させたい場合には、株式会社への変更の検討が必要です。

3 持分会社の組織変更と合併

旧商法では、合名会社と合資会社間の組織変更と有限会社と株式会社間の組織変更以外の組織変更は認められませんでした。このため、合名会社と合資会社を組織変更手続により株式会社や有限会社にすることができず、合名会社や合資会社を株式会社や有限会社にするには、株式会社や有限会社を設立しておき、その会社に合名会社と合資会社を吸収合併させるスキームが用いられていました。

会社法では、持分会社が組織変更により株式会社になることが可能となったため（会743）、持分会社を株式会社に変更するための合併は意味がなくなりました。

第3節 合併対価の柔軟化

1 合併対価の柔軟化

旧商法では、合併比率調整のための現金交付を除き、合併対価は合併法人の株式や持分しか認められていませんでしたが、会社法では、合併対価として交付できるものが大幅に拡張されるとともに、無対価での吸収合併も認められています。

会社法において吸収合併の対価として認められているものは、次のと

³ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 37 条

おりです（会749①二、751①三）。ただし、新設合併の場合は、その性質上、必ず新設会社の株式や持分を交付することが必要です（会753①六～九、755①四～七）。

- i 存続会社の株式や持分
- ii 金銭（新設合併には適用がありません。）
- iii 社債
- iv 新株予約権（持分会社には適用がありません。）
- v 新株予約権付社債（持分会社には適用がありません。）
- vi その他の財産的価値のあるもの（新設合併には適用がありません）⁴

2 三角合併

合併交付対価が、吸収合併存続会社の株式や持分ではなく、吸収合併存続会社の親会社の株式である合併を一般に「三角合併」と呼んでいます。

三角合併を実施する場合には、子会社が合併対価として交付する親会社の株式を取得することが認められています（会800、802②）。

吸収合併存続会社が親会社の100%子会社の場合には、合併交付対価を親会社株式とすることで、合併後の吸収合併存続会社は親会社と100%の支配関係を維持することができます。

また、親会社が上場企業で、吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社が非上場企業の場合には、吸収合併消滅会社株主に交付される株式が上場株式となるため、吸収合併消滅会社株主にとっては合併メリットが大きくなり、合併がスムーズに進むという効果もあります。

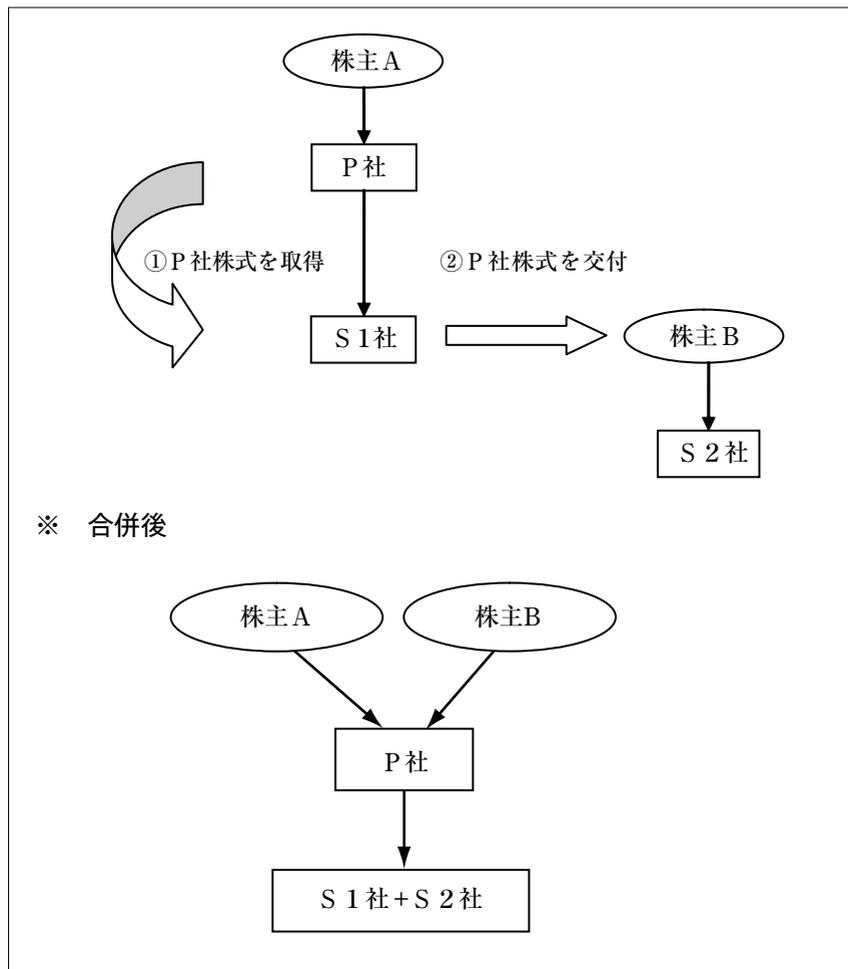
実例として、オリックス証券がジェット証券を吸収合併する際に、オリックス証券の親会社であるオリックスの株式をジェット証券の株主に割り当てた合併⁵があります。

⁴ 前掲注2 185頁

⁵ http://www.orix.co.jp/grp/content/090128_syokenJ.pdf（平成22年11月19日訪問）

<三角合併の仕組み>

S 1 社がS 2 社を三角合併により吸収し、合併対価としてS 1 社の親会社であるP 社株式をS 2 社の株主に交付する。



3 キャッシュアウト・マージャー

合併対価が柔軟化されたことにより、少数株主への合併交付対価を合併会社の株式や持分とせずに金銭等とすることで、少数株主の排除（ス

クイズアウト)が可能となっています。この合併交付対価を現金とする合併は「キャッシュアウト・マージャー」と呼ばれており、少数株主の排除のために使用されることがありますが、組織再編成税制では、非適格合併となる点に注意する必要があります。

4 合併と事業譲渡の比較

合併交付対価が金銭や社債の場合を想定して、合併と事業譲渡とを比べてみると、合併消滅会社の権利義務を包括的に承継する点と権利義務承継に関して個別承認を要しない点とが異なりますが、それ以外の経済効果は、ほぼ同一となります。

換言すれば、すべての事業を譲渡して清算をすることは、金銭交付合併を行うことと同等の経済効果がある、ということになります。

第4節 合併交付株式の割当て

1 合併存続会社の有する合併消滅会社の株式への合併対価の割当て

旧商法では、吸収合併存続会社が保有する吸収合併消滅会社の株式についても合併新株の割当てが可能であり、吸収合併存続会社が保有する自己株式についても合併新株の割当ては可能とする説もありましたが、会社法では、ともに合併新株の割当ては出来ないものとされました(会749①三)。

また、新設合併においては、新設合併消滅会社が保有する他の新設合併消滅会社株式についても割当てができません(会753①七)。

2 無対価合併

合併対価の交付がない合併は「無対価合併」と呼ばれますが、会社法は「株式又は持分に代わる金銭等を交付するときは」(会749①二)と規定しており、合併に際して合併対価を交付することを必須とはしてい

ません。無対価合併の場合、資本金の増加はありません。

無対価合併となるケースは、次のとおりです。

i 親会社による100%子会社の吸収合併

吸収合併存続会社である親会社が吸収合併消滅会社の株式や持分を100%保有している場合には、合併対価の交付が出来ませんので、無対価合併となります。

ii 100%子会社同士等の合併

親会社との支配関係が100%である子会社等同士（いわゆる兄弟会社）の合併の場合、合併交付対価を交付しても会社法に反することはありませんが、合併前後を通じて親会社の100%支配は継続していますので、合併交付対価として株式や持分を交付する意味はありません。

このため、無対価合併が行われることがあります。

iii 債務超過会社の吸収合併

会社法では、債務超過会社を吸収合併することが認められましたが（会795②二）、合併消滅会社が時価で債務超過であれば、原則として合併交付対価の交付はありません。詳細については、第3部第6章の「第8節 不平等合併」を参照して下さい。

3 不平等合併

合併比率が適正でない場合には、反対株主は買取請求権を行使することになりますが、株主総会で合併について承認を得ても、多数株主の権利の濫用として問題にされる可能性もあり得ます⁶。

第5節 債務超過会社との合併

債務超過会社には、資産と負債を簿価評価した場合に債務超過である

⁶ 葉玉匡美編著『新・会社法100問』（ダイヤモンド社2008）539頁

会社（以下、「簿価債務超過会社」といいます。）と、資産と負債を時価評価した場合に債務超過である会社（以下、「時価債務超過会社」といいます。）、があります。

1 旧商法における取扱い

資本充実の原則の観点から、時価債務超過会社は吸収合併消滅会社や新設合併消滅会社になることは出来ないものとされていました。

このため、時価債務超過会社に実態に疑問のある営業権を計上することにより債務超過状態を改善して合併したり、時価債務超過会社を吸収合併存続会社とし時価債務超過会社でない会社を吸収合併消滅会社とする「逆さ合併」などが行われたりしていました。

2 会社法における取扱い

会社法においては、資本充実の原則の実効性が疑問であることや、企業結合会計基準による会計処理において簿価引継が適用される場合があることなどを考慮し、時価債務超過会社を吸収合併消滅会社や新設合併消滅会社とする合併が容認されました⁷。

ただし、債務超過会社との合併は、株主にとっては特殊な合併であるため、承継債務額が承継資産額を超える場合と、交付する金銭等（吸収合併存続会社株式等を除きます）の帳簿価額が承継資産額から承継債務額を控除した額を超える場合には、合併契約承認総会においてその旨を説明すべきものとされています（会795②）。

なお、承継債務額と承継資産額の関係については、次節2を参照して下さい。

⁷ 前掲注6 672・713頁

第6節 簡易合併手続と略式合併手続

1 通常手続との相違

簡易合併手続と略式合併手続は、合併契約の承認を行う株主総会開催に関する事項です。簡易合併手続と略式合併手続においては、一定の要件を充足する場合には、合併契約承認の株主総会の開催が不要とされます。この株主総会を開催しないことにより、合併反対株主への手続、公告や催告をすべき時期なども影響を受けますが、株主総会開催を不要とすること以外は、通常手続と変わりません。ただし、株主総会の開催が不要となるため、反対株主の買取請求権についても通常の手続きとは異なることとなりますので、ご注意ください（会 785、797）。

なお、簡易合併手続と略式合併手続が可能な場合でも、通常手続によることも可能です⁸。

2 簡易合併手続

（1）簡易合併手続の適用要件

簡易合併手続は、吸収合併存続会社において認められている手続で、吸収合併消滅会社には適用がありません。

簡易合併が認められる場合には、合併契約について取締役会の承認があれば省略できることとされています（会 796 ③）。

ただし、合併契約に反対する株主が一定数ある場合（会 796 ④、会規 197）、交付株式が譲渡制限株式である場合で吸収合併存続会社が会社法における公開会社でない場合（会 796 ③、796 ①）、承継債務額が承継資産額を超える場合（会 796 ③、795 ②一）、交付する金銭等（吸収合併存続会社株式等を除きます。）の帳簿価額が承継資産額から承継債務額を控除した額を超える場合（会 796 ③、795 ②二）には、簡易合併手

⁸ 金子登志雄『組織再編の手続』（中央経済社 2007）36 頁

続は認められません。

(2) 簡易合併適用の判定

連結配当規制適用会社の場合には、別の規定がありますが（会規 195 ③）、本書「はしがき」にも記載したとおり、連結財務諸表に関する説明は省略し、単体財務諸表のみを作成している会社に関して説明します。

簡易合併は、承継債務額が承継資産額を超える場合と、交付する金銭等（吸収合併存続会社株式等を除きます）の帳簿価額が承継資産額から承継債務額を控除した額を超える場合には認められません（会 796 ③、795 ②）。この制限は、「存続会社にとっては、他の会社が過去に計上した損失の引受けという要素があることから」⁹ 規定されています。

この承継資産額と承継債務額は、合併前後の吸収合併存続会社の貸借対照表を比較することで判定されることに注意が必要です（会規 195 ①・②）。

$$\begin{aligned} \text{承継資産額} &= \text{合併直後BSの資産} \\ &\quad - (\text{合併直前BSの資産} - \text{合併交付金銭等の簿価}^{10}) \\ \text{承継債務額} &= (\text{合併直後BSの負債} - \text{合併交付対価社債の簿価}^{11}) \\ &\quad - \text{合併直前BSの負債} \end{aligned}$$

合併消滅会社が簿価債務超過会社で、簿価引継の会計処理が適用される場合が典型的なケースです。なお、合併消滅会社が簿価債務超過会社でも、パーチェス法が適用される場合には、簡易合併が適用できる場合もありますのでご留意下さい。

また、抱合せ株式が存在する場合や、吸収合併消滅会社が吸収合併存

⁹ 郡谷大輔・和久友子編著『会社法の計算詳解〔第2版〕』（中央経済社 2008）401頁

¹⁰ 交付する株式や持分は含まず、合併直前に吸収合併存続会社が有していた社債を含みます（会規 195 ②）。

¹¹ 合併直前に吸収合併存続会社が有していた社債を除きます（会規 195 ①）。

続会社株式を保有する場合などにも簡易合併ができない場合がありますので、慎重な検討が必要です。

承継資産額と承継債務額の関係について、共通支配下における吸収合併の事例によって簡便に説明します。

① 吸収合併消滅会社が簿価債務超過会社の場合

吸収合併消滅会社が、簿価評価で債務超過の場合が典型例です。時価評価で債務超過でない場合でも簡易合併できません。

<事例>

P社が支配するS1社とS2社が、S1社を存続会社として合併する。

S1社のB/S				S2社のB/S			
資産	110	負債	90	資産	10	負債	20
		資本金	20			資本金	△10
計	110	計	110	計	10	計	10

合併後S1社B/S			
資産	120	負債	110
		資本金	10
計	120	計	120

[合併仕訳]

資産	10	負債	20
資本金	10		

承継資産額 10 (合併後資産 120 - 合併前資産 110)

< 承継債務額 20 (合併後負債 110 - 合併前負債 90)

このように、承継債務額が承継資産額を超過するため、簡易合併はできません。